

## 亀山市告示第25号

景観法（平成16年法律第110号）第19条第1項の規定により、次のとおり景観重要建造物を指定したので、亀山市景観条例（平成22年亀山市条例第23号）第19条第2項の規定により告示する。

令和4年2月1日

亀山市長 櫻井 義之

### 第1

1 指定番号

景建第2号

2 指定年月日

令和4年2月1日

3 景観重要建造物の名称

加藤家長屋門、土蔵、主屋

4 景観重要建造物の所在地

亀山市西丸町

### 第2

1 指定番号

景建第3号

2 指定年月日

令和4年2月1日

3 景観重要建造物の名称

旧館家住宅

4 景観重要建造物の所在地

亀山市西町

### 第3

1 指定番号

景建第4号

2 指定年月日

令和4年2月1日

3 景観重要建造物の名称

旧三谷家住宅離れ、表門及び塀、土蔵

4 景観重要建造物の所在地

亀山市関町木崎

#### 第4

1 指定番号

景建第5号

2 指定年月日

令和4年2月1日

3 景観重要建造物の名称

旧田中家住宅土蔵、文庫蔵

4 景観重要建造物の所在地

亀山市関町新所